

豊田市カーボンニュートラル省エネ生産設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金交付等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、既存設備を指定生産設備に更新する事業者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「製造業」 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に分類される事業をいう。
- (2)「事業所」 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。
- (3)「中小企業」 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する者のうち、法人をいう。
- (4)「個人事業主」 基本法第2条第1項に規定する者のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）に基づき青色申告特別控除の適用を受けた個人であって、第9条第1項に規定する指定申請時点から遡って1年以上豊田市に居住している者をいう。
- (5)「その他法人」 会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が300人以下の法人をいう。
- (6)「指定生産設備」 経済産業省が行う「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」（以下「国補助事業」という。）において、経済産業省が指定する団体（以下「執行団体」という。）が当該団体のホームページ等で型番を公表している工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン及び国補助事業において執行団体が定める要件を満たす低炭素工業炉をいう。
- (7)「豊田市 SDGs 認証」 豊田市 SDGs 認証制度実施要綱第7条により決定された認証をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内で事業活動を営む中小企業、個人事業主及びその他法人（以下「中小企業等」という。）が市内の事業所に設置された既存設備をエネルギー消費効率の優れた指定生産設備に更新することにより、エネルギー使用量の削減を推進し、経営力及び競争力を高めることで、地域産業の持続的発展に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に事業所(個人事業主にあつては、市内に住所及び主たる事業所)を置く中小企業等であつて、第9条第1項に規定する指定申請時点から遡つて1年以上市内で製造業に属する事業を営む者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (7) 豊田市税を滞納していないこと。
- (8) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (9) 事業活動等に必要な許認可等を取得していること。

(補助対象設備)

第5条 補助金の交付対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 既存設備の更新により導入する指定生産設備であつて、既存設備よりエネルギー消費効率が優れていること。
- (2) 更新前後で使用用途が同じであること。
- (3) 兼用設備、将来用設備又は予備設備ではないこと。
- (4) 補助対象事業者が購入し、所有し、使用すること。
- (5) 自社で製造する製品ではないこと。

- (6) 第9条第1項に規定する申請をする時点で指定生産設備であること。
- (7) 既存設備は処分（廃棄、売却等）すること。
- (8) その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

（補助対象事業）

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が事業所に設置された既存設備を補助対象設備に更新する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象設備の導入される場所が、補助対象事業者が製造業を主業として営む市内の事業所内であること。
- (2) 国又は地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業でないこと。
- (3) 新たに事業活動を開始する新築又は新設の事業所に新たな設備を導入することを目的とした事業でないこと。
- (4) 既存の事業所において新たな設備の追加を目的とした事業でないこと。
- (5) 既存設備の省エネルギー化を目的とした事業であって、故障した設備の更新等を目的とした事業でないこと。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象設備の本体価格に限る。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

（補助金額等）

第8条 補助金の額及び限度額については別表に定める額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（指定申請及び指定可否決定）

第9条 補助対象事業者は、補助金交付対象事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、令和6年度の指定申請期限は令和6年12月27日とする。

- (1) 見積書（様式第2号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式）
- (2) 補助対象経費明細書（様式第3号）
- (3) 省エネルギー計算書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 役員一覧表（様式第6号）（中小企業に限る。）
- (6) 補助対象事業の内容を確認できる資料（企業の概要書、位置図、平面図、配置図等）
- (7) 更新前の設備等の設置状況を確認できる写真等

(8) 定款（中小企業に限る。）

(9) 法人の履歴事項全部証明書の写し（中小企業に限る。3か月以内に発行されたものに限る。）

(10) 税務署の受領印が押印された確定申告書B及び所得税青色申告決算書の写し（個人事業主に限る。電子申告（e-Tax）を行った場合は、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果（受信通知）。）

(11) 豊田市 SDGs 認証の認証書の写し（豊田市 SDGs 認証のうち、最上位認証又は上位認証を取得している場合に限る。）

(12) 委任状（様式第14号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式。本人以外に申請を委任する場合に限る。）

(13) 前各号に掲げるものの他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、承認又は却下を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認又は却下を決定したときは、その結果について、補助金交付対象事業者指定可否決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により補助金交付対象となる事業者を指定しようとするとき、必要な条件を付することができる。

（実施期間）

第10条 補助対象事業の事業着手は、前条第2項に規定する指定申請の日の翌日以降とし、事業完了は前条第2項に規定する指定の日から1年以内とする。ただし、補助金交付対象に指定された事業者（以下「指定事業者」という。）の責によらない理由により、前条第2項に規定する指定の日から1年以内の事業完了が困難となる場合、又は市長が特に必要であると認める場合は前条第4項に規定する指定の日から1年6か月以内まで事業完了の延長ができるものとする。

2 前項に規定する事業着手とは、補助対象事業を発注することをいう。

3 第1項に規定する事業完了とは、補助対象事業の実施後、補助対象事業に係る全ての支払が完了することをいう。

（変更及び取下げ）

第11条 指定事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に当該指定に係る内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第8号）その他市長が必要と認めるものを市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は却下を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認又は却下を決定したときは、その結果について、指定事業者に対して事業計画変更承認可否決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- 4 指定事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に、当該指定に係る内容を廃止しようとするときは、補助金交付対象指定申請取下げ書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付申請及び交付決定）

第12条 指定事業者は、補助対象事業が完了したときは、第10条第3項に規定する事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い期日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費明細書（様式第3号）
- (2) 更新後の設備等の設置状況が確認できる写真等
- (3) 契約書等発注したことを証する書類等（契約書、発注書等）
- (4) 領収書等支払いしたことが分かる書類等（領収書、通帳の写し等）
- (5) 委任状（申請者が本人以外に申請を委任する場合）（様式第14号又はそれと同一の内容を記載した任意の様式）
- (6) 前各号に掲げるものの他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、予算の範囲内で補助金の交付可否及びその額を確定し、指定事業者に対して補助金交付可否決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を決定しようとするとき、必要な条件を付することができる。

4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人の場合は市税の収納状況を、個人事業主の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた指定事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、市長の指定する請求書により、速やかに市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（指定の取消し等）

第15条 指定事業者又は交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定若しくは補助金の交付の決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を補助金返還命令書（様式第13号）により返還を命ずる

ことができる。

- (1) 第4条に規定する補助対象事業者の要件を欠いたとき。
- (2) 第6条に規定する補助対象事業に違反する事業を行ったとき。
- (3) 第9条第4項又は第12条第3項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 第11条第2項の規定による申請が却下され、かつ、補助対象事業の実施が困難であるとき。
- (5) 偽りその他不正な行為により、指定又は補助金の交付を受けたとき。
- (6) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- (7) この要綱に違反したとき。
- (8) 前各号に掲げるものの他、市長が不適切であると認めるとき。

(調査等)

第16条 市長は、必要に応じて、指定事業者又は交付決定事業者に補助事業の進捗状況、効果等及び補助事業により取得した財産について説明又は文書の提出を求めることができ、指定事業者又は交付決定事業者は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(関係書類の保存)

第17条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 交付決定事業者は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定められた期間が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

(交付制限)

第19条 同一の事業所においてこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができる回数は、1回までとする。

(申請に係る特例)

第20条 第9条第1項、第11条第1項、同条第4項及び第12条第1項に規定する書類は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、提出することができるものとする。

(通知に係る特例)

第21条 第9条第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第15条に規定する書類は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規

則) により、通知することができるものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、第9条第1項ただし書で定める期日までに指定申請がなされた補助金に関しては、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	補助金額	限度額
（1）補助対象事業者が交付申請時において豊田市SDGs認証のうち、最上位認証又は上位認証を有している場合	補助対象経費の2分の1	4,500万円
（2）上記以外の場合	補助対象経費の3分の1	3,000万円